

規約

第1章 総則

第1条(名称)

この会の名称は「四日市東日本大震災支援の会」とする(以下「会」とする)。

第2条(事務局所在地)

この会の事務局を四日市市萱生町 1200 四日市大学鬼頭研究室に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この会は、世界で発生する災害被災者を支援することを目的とする。

第4条(事業)

この会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 義援金募金活動
- 2) 災害ボランティア活動
- 3) その他、被災地の支援活動
- 4) 防災に関する講演・研修
- 5) 三重県の地域防災に対する貢献活動
- 6) その他、災害に関連する事業

第3章 会員

第5条(構成)

この会は会の目的に賛同して活動に参加する大学・高校等の教職員・学生・生徒等で構成する。具体的には、新しい年度の会の活動に参加する意思のある教職員と、前年度までの活動に参加した学生・生徒等のうち新しい年度の活動にも参加する意思がある学生・生徒等を新しい年度の正会員とする。また、事前研修を経て活動に参加する学生・生徒等は準会員として認定し、活動に参加させる。

第4章 運営

第6条(会議)

会議は総会、役員会とする。

第7条(総会)

総会はこの会の最高の意思決定機関であり、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した正会員は、出席者とみなす。総会では、この会の活動方針・事業計画・予算等の重要事項を審議し、出席者の過半数をもって議決する。

第8条(役員会)

役員会は役員で構成し、活動計画の企画・立案及び総会の議題等について審議する。また、総会で議決された活動方針・事業計画・予算等に基づき、会の運営、活動について詳細を決め、代表に指揮を任せる。

第5章 役員

第9条(役員)

この会に、代表、副代表、大学生リーダー、高校生リーダー、教職員役員、大学生役員、高校生役員、監事を置く。

第10条(選出)

役員は総会において選出する。

第11条(任期)

役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条(代表・副代表)

代表は会を代表して、会の運営、活動の指揮を行う。副代表は、代表とともに会の運営、活動の指揮を行い、代表不在時には代表の代理を務める。

第13条(大学生リーダー・高校生リーダー)

大学生リーダー・高校生リーダーは、代表を補佐し、各大学・各高校のリーダーとして互いに協力・連携して会の運営、活動の指揮を行う。

第14条(教職員役員・大学生役員・高校生役員)

教職員役員は代表を補佐して会の運営を行うとともに各大学・各高校における学内・校内手続きを行い、代表・副代表不在時にはその代理を務める。大学生役員は大学生リーダーを補佐して会の運営を行い、大学生リーダー不在時にはその代理を務める。高校生役員は高校生リーダーを補佐して会の運営を行い、高校生リーダー不在時にはその代理を務める。

第15条(監事)

監事は会の会計監査を行う。

第6章 財政

第16条(収入)

会の活動は寄付金(支援金)・会員からの参加費・外部資金などによって賄う。

第17条(会計年度)

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条(監査と報告)

会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

第7章 規約の変更

第19条(規約の変更)

この会の規約は、総会において過半数の議決を得て変更することができる。

第8章 雑則

第20条(細則)

この規約の施行について必要な細則は役員会の議決を経て、代表が適宜定める。

付則

この規約は、2011年4月から適用していたものを修正(2012年4月1日、2013年4月1日、2014年4月1日、2018年4月1日)し、2018年4月1日から適用する。